

令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年9月22日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・ 理事の構成について見直しを行うとともに、理事会の開催に当たっては各理事が出席可能となるよう必要な調整を行うこと。
- ・ 拠点区分の見直しを行い、各事業間の資金移動を適正に行うこと。
- ・ 社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>施設を設置（受託経営を含む。）する法人にあつては、当該施設の管理者が理事として1人以上選任される必要があるところ、管理者が理事として選任されていなかった（貴法人においては、ながせこども園の管理者（園長）を理事として選任する必要あり。）。</p> <p>ついては、施設経営の実態を法人の運営に反映させる観点からも、施設の管理者を理事として選任すること。</p> <p style="text-align: center;">（法第44条第4項第3号） （審査基準第3の3（2））</p>	次期改選期に選任する。
2	<p>理事会を続けて2回欠席している理事があつた。</p> <p>ついては、理事会の開催に当たっては理事の出席が可能な日程となるよう必要な調整を行うとともに、名目的・慣例的に理事を選任することがないように、欠席の続く理事は適切な者への改選を検討すること。</p> <p>なお、本件指摘は前々回（平成30年度）も同様の文書指摘をしており、その際、貴法人は「理事会、評議員会で、次回開催日を予告し、欠席がないように努める。」旨の回答をしているにもかかわらず改善されていないので、必ず改善のための措置を講じること。</p> <p>おつて、感染症の予防等のため理事会への参集が困難な理事がある場合は、理事会をオンライン開催することも可能であるので、今後の参考にされたい（評議員会においても同様。）。</p> <p style="text-align: center;">（審査基準第3の1（3））</p>	状況に応じてオンライン開催も実施する。

3	<p>サービス区分間の資金移動について、次の不適切な事例があったので、それぞれに示す対応を行うこと。</p> <p>(1) 東郷通所介護事業サービス区分において、事業活動資金収支差額に資金残高がない(△344,097円)にもかかわらず、同サービス区分から法人運営・地域福祉事業サービス区分及び障害者日中一時支援事業サービス区分に資金繰入(2,300,000円、400,000円)がされていた。</p> <p>ついては、当該繰入資金全額につき、それぞれのサービス区分から東郷通所介護事業サービス区分に資金の戻入を行うこと。 (老発第188号通知第2の3(1))</p> <p>(2) 小規模多機能型居宅介護事業サービス区分において、事業活動資金収支差額に資金残高がない(△3,332,250円)にもかかわらず、同サービス区分から法人運営・地域福祉事業サービス区分に資金繰入(550,000円)がされていた。</p> <p>ついては、当該繰入資金全額につき、法人運営・地域福祉事業サービス区分から小規模多機能型居宅介護事業サービス区分に資金の戻入を行うこと。 (老発第188号通知第2の3(1))</p> <p>(3) 障害者相談支援事業サービス区分において、当期資金収支差額に資金不足が生じる(△181,740円)まで法人運営・地域福祉事業サービス区分に資金繰入(400,000円)がされていた。</p> <p>ついては、当該資金不足分((181,740円)につき、法人運営・地域福祉事業サービス区分から障害者相談支援事業サービス区分に戻入を行うこと。 (障発第1018003号通知第2の3(1))</p>	<p>令和5年度4号補正にて過年度修正繰入金を予算計上し、令和5年度中に全て戻入を行う。</p>
4	<p>こども園運営事業拠点区分において、当期末繰越活動増減差額(△5,455,556円)にその他の積立金取崩額(9,822,000円)を加算した額(4,366,444円。以下「余剰金」という。)を超えて積立金の積立て(5,000,000円)がされていた。</p> <p>ついては、余剰金の範囲内で積立金を積み立てることができるものであるので、当該余剰金を超えた積立金の積立てについて取崩し処理を行うこと。 (会計省令第6条第3項) (運用上の取扱い19)</p>	<p>令和5年度4号補正で予算計上し、余剰金を超えて積み立てた633,556円を取崩し処理を令和5年度中に行う。</p>

5	<p>令和元年の経理規程に改正（令和2年4月1日適用分）において、介護保険事業拠点区分及び障害福祉サービス拠点区分を廃止し、社会福祉事業拠点区分に統合していたが、次の理由により不適當である。</p> <p>（1） 拠点区分は予算管理の単位であり、継続性の原則に基づき、一度設定した拠点区分は、合理的な理由がない限り変更すべきでない。このことにつき、経理規程の改正を議題とした理事会（令和2年3月5日開催）では、議事録で確認する限り、拠点を統合する必要性及び合理的理由の説明及び審議が不十分なまま経理規程の変更が議決されていた。</p> <p>（2） 拠点区分は、法令上の事業種別等を勘案して設定するものであり、介護保険事業及び障害福祉サービス事業はそれぞれ別の拠点として管理することが適當。</p> <p>（3） 文書指摘事項3及び口頭指摘事項2（※）に示すとおり、法令上の種別が異なる事業間の資金移動及び資金貸付には制限があることから、拠点を分けて管理することが適當。</p> <p>ついては、介護保険事業及び障害福祉サービス事業はそれぞれ別の拠点とすること。 （運用上の取扱い2）</p> <p>（※） 障害者相談支援事業サービス区分から小規模多機能型居宅介護事業サービス区分への貸付金について、年度内に補填されていなかった。 ついては、自立支援給付費を主たる財源とする障害者相談支援事業の資金を他の社会福祉事業又は公益事業に一時繰替使用したときは、当該年度内に補填を行うこと。 （障発第1018003号通知第2の3（2））</p>	<p>令和6年度から、拠点区分を社会福祉事業拠点区分、介護保険事業拠点区分、障害福祉サービス事業拠点区分、こども園運営事業拠点区分の4つに分ける。</p>
---	--	---